

厚生労働省発開 0124 第 2 号
平成 31 年 1 月 24 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本 匠



別紙「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱

第一 特定一般教育訓練の指定基準の新設（第一条関係）

一 特定一般教育訓練の内容及び期間等に関する基準として、以下のものを加えること。

1 公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程又は公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする課程であること（速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、人材開発統括官の定める公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずるものを含む。）。

2 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するもの又は速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練目標とする課程であること。

3 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）に定める情報処理技術者試験のうち情

報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）別表に定めるITパスポート試験の合格を訓練目標とする課程であること。

4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の特別の課程のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したもの又は同法に基づく専修学校の特別の課程のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成三十年文部科学省告示第百七十号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであって、かつ、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであること。

二 特定一般教育訓練の実績に関する基準として、以下のものを加えること。

1 前号1、2及び3に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

2 前号4に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

第二 その他（附則関係）

一 この告示は、平成三十一年十月一日から適用すること。

二 前項第一号3の規定は、平成三十一年四月一日以後に実施される当該試験の合格を訓練目標とする課程について適用する。